

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十五号

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令  
内閣は、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

附則

この政令は、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五区八丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局  
電話 03(3587)4294  
定価 一ヵ月一、六四一円（本体一、五三〇円）  
本号一部（配）一四三円（本体一三〇円）  
送料 別